

計画書

大槌都市計画被災市街地復興推進地域の決定（大槌町決定）

都市計画町方・安渡地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

| 名 称 | 町方・安渡地区被災市街地復興推進地域 |
|------------------------------------|---|
| 位 置 | 上町、本町、末広町、新町、大町、栄町、須賀町、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第21地割、大槌第24地割、大槌第25地割、大槌第26地割、大槌第28地割の各一部 |
| 面 積 | 約 103.5 ha |
| 緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針 | 当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。 |
| 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日 | 平成25年3月10日 |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。